

## 138NPO ～一宮の市民活動育ちあいネット～ 会則

(名称)

第1条 この団体は、138NPO ～一宮の市民活動育ちあいネット～ という。読み方は「いちさんはちえぬびーおー いちのみやのしみんかつどうそだちあいねっと」という。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 この団体は、一宮市の市民活動の未来について話し合い、行動し、市民活動の有機的な発展を目指し、もって住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民活動団体のスキルアップ事業
- (2) 市民活動団体の普及啓発事業
- (3) 市民・市民活動団体の育ちあい事業
- (4) その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この団体の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会金及び会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(役員)

第7条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表とする。

(職務)

第8条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この団体の運営状況を監査すること。
- (2) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会または理事会を招集すること。

(任期等)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第10条 この団体に事務局長その他スタッフを置く。

(総会)

第11条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

3 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) その他運営に関する重要事項

4 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

5 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から招集の請求があったとき。
- (3) 第8条第3項第2号の規定により、監事から招集があったとき。

6 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席（委任状含む）がなければ開会することができない。

7 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

（理事会）

第12条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から招集の請求があったとき。
- (3) 第8条第3項第2号の規定により、監事から招集があったとき。

4 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

（事業年度）

第13条 この団体の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（細則）

第14条 この会則に決めのない事項については、正会員の協議により決定する。

## 附 則

1 この会則は、この平成20年10月27日から施行する。

2 この団体の設立当初の入会金及び会費は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 0円 年会費 2,000円
- (2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 10,000円